

様々な出来事を知ろう

1. 個人情報関連

(ア) 個人情報が漏れたらどうなる？

「情報流出の補填アリコ計5億円 顧客に商品券郵送」【朝日新聞 2009-10-7】

「新たな不正利用相次ぐ アリコの顧客情報流出問題 (09/10/30)」 ■動画 0:52

(イ) 個人情報の利用と保護のバランスは？

ビッグデータ 個人情報に穴 Suica履歴 JR東販売【読売新聞 2013-7-19】

「ビッグデータで消費をとらえろ！ ■動画 8:47 (～4:27)

(ウ) 個人情報はどのように利用されている？

「アマゾンのレコメンデーション機能」 ★提示

2. プライバシー関連

(ア) プライバシーと情報公開のバランスは？

「Google Street View」 ★提示

「Google マップがプライバシー侵害」 ■動画 3:56

「グーグル「ストリートビュー」、無断撮影・公開は迷惑」【朝日新聞 2008-10-10】

(イ) 公共空間にプライバシーはあるの？

「JR 埼京線車内にきょうから痴漢防犯カメラ導入 (09_12_28)」 ■動画 1:16

「防犯カメラ埼京線全列車に 痴漢被害半減「一定の効果」」【新聞 2010-4-6】

(ウ) 国会議員や芸能人、プロスポーツ選手のプライバシーはどうなっているの？

「著名人のプライバシー」 ★提示

3. 肖像権関連

(ア) 芸能人の肖像を勝手に使ってはいけない理由は？

「「おニャン子クラブ」の5人に肖像の自己利用権認める 東京高裁判決」【朝日新聞 1991-9-27】

「矢沢B吉」 ■動画 0:16

「矢沢永吉さん賠償訴訟 そっくりCM、本人の了解を 肖像権に物差し／東京地裁」【読売新聞 1994-4-16】

基本的なことを理解しよう

1. 個人情報とは

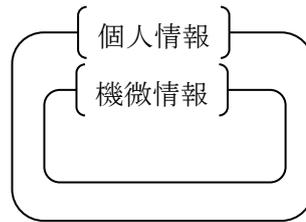
- ・生存する個人に関する情報で、
 - ① 個人が特定できる
 - ② 他の情報と組み合わせると容易に個人が特定できる

例 ・氏名、住所、性別、生年月日 … 基本4情報 (社会生活で公開することが多い情報)
・家族構成、貯金額、通学路など
※ 生体情報 (指紋、静脈など) は・・・？

2. 機微情報とは

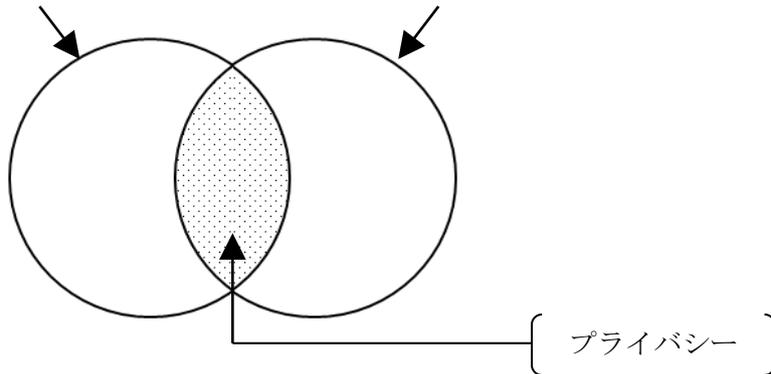
- ・個人情報の一部で、他者に知られることで社会的差別を受ける可能性のある情報

例 ・思想、信条、病歴、組合活動など
※ 電子化された個人情報 → 取り扱いに注意！



3. プライバシーとは

- ・「私生活上のこと」で「他人に知られたくない」私的な情報



4. 個人情報の漏えい

(1) 企業や団体が漏えい

(不正アクセス、内部者犯行、スパイウェア、メール誤送信)

- ・企業の損害 → 個人からの訴訟、法律の罰則、契約違反、株主代表訴訟
- ・個人の損害 → 精神的苦痛、経済的損失

(2) 個人が漏えい

(ブログや掲示板、LINE などの書き込み)

- ・イジメ、ストーカー → 裁判になることも！？

Yahoo!BB 個人情報漏洩事件 2004 年
・約 450 万人の情報
・一人につき 500 円の金券
→ 総額 22 億 5 千万円！？

5. 個人情報の保護

(1) 企業や団体

- ・プライバシーマークなどのマーク制度 → 信用拡大 (対企業・対顧客)、社員の意識向上

(2) 個人

- ・情報社会の基礎知識を身につける + 情報モラル

1. 小史

(1) 1890 年代 (印刷技術の発達)

•

(2) 1960 年代 (集中処理システム)

•

• 「 」 事件 (日本)

• 自己情報コントロール権

(3) 1970 年代 (システム)

• 個人情報保護法 (欧米)

(4) 1980 年代 (LAN)

•

• 個人情報保護法 (行政機関・日本)

• 個人情報保護ガイドライン (民間・日本)

(5) 1990 年代 ()

• EU データ保護指令

(6) 2005 年 4 月

• 個人情報保護法施行

用語解説

1. the right to be let alone (ひとりにしておかれる権利)

ハーバード・ロー・レビュー (Harvard Law Review) に掲載された論文『The Right to Privacy』(Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis / 1890) で紹介された。当時は新聞・雑誌などのプレスが個人の私生活を取り上げるようになったため、新たにプライバシーの権利を主張し、私的な事柄を法的に保護する必要性を論じた。(「プライバシーと高度情報化社会」堀部政男／岩波新書より要約)

2. プライバシー侵害の 4 分類

カリフォルニア・ロー・レビュー (California Law Review) に掲載された論文『Privacy』(William L. Prosser / 1960) で 4 つの分類が紹介された。

- ① intrusion : 私生活への侵入、
- ② public disclosure of private facts : 私事の公開、
- ③ false light in the public eye : 公衆を誤解させる表現、
- ④ appropriation : 私事の営業的利用

3. 「宴のあと」事件

1960年に出版された「宴のあと」は、当時有名であった元政治家を主人公とするモデル小説である。雑誌連載を経て出版され、そのさい出版社は「『宴のあと』はモデル小説である」と、繰り返し広告した。モデルとなった元政治家がプライバシーを侵害されて精神的苦痛を感じたと主張して、損害賠償請求と謝罪広告を求めて提訴した事件である。損害賠償のみ容認された。また、プライバシーという言葉が普及させた有名な事件でもある。(別冊ジュリスト「メディア判例百選」No.179 2005/12 より要約)

4. 自己情報コントロール権

Alan F. Westin 教授が書籍『Privacy and Freedom』(Alan F. Westin / 1967) のなかで「Privacy is the claim of individuals, groups, or institutions to determine for themselves when, how, and to what extent information about them is communicated to others. (プライバシー [権] とは、個人、グループまたは組織が、自己に関する情報をいつ、どのように、また、どの程度に他人に伝えるかを自ら決定できる権利)」として定義した。後に、権利主体は「個人」とすることが一般的になってきた。(「プライバシーと高度情報化社会」堀部政男／岩波新書より要約)

5. OECD プライバシーガイドライン

1980年9月23日にOECD(経済協力開発機構)の理事会で採択された「OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data (プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告)」のこと。ガイドラインなので法的拘束力はないとされているが、日本の個人情報保護法に大きな影響を与えた。

6. EU データ保護指令

1995年10月24日にEUで採択された「officially Directive 95/46/EC on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (個人データ処理に係る個人情報保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令)」のこと。EUデータ保護指令はEU各国の個人情報保護だけでなく、個人情報保護が十分でない第三国への個人データ持ち出しを禁止しており、法的拘束力を持つ。

7. 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

2005年4月1日に施行された。過去6ヶ月以内において5000人以上の個人情報を取り扱っている場合に適用される。表現の自由等との兼ね合いから、報道機関・著述業・学術研究機関・宗教団体・政治団体がそれぞれ報道・著述・学術研究・宗教活動・政治活動を行うときは適用が除外される。2009年改正。



事例解説

1. 「タカラヅカおっかけマップ」事件

1996年に出版された「タカラヅカおっかけマップ」は、宝塚歌劇団スターの写真や生年月日のほかに、一部のものについては実家や資産、住所や最寄り駅からの道順を示した地図などが掲載されていた。これらの情報が明らかにされた宝塚歌劇団員14名はプライバシー権と肖像権の侵害を理由に同書籍の出版、販売又は頒布の禁止の仮処分を求めた裁判である。同書籍の出版、販売又は頒布の差止を容認。芸能人のプライバシー権の範囲は一般人のそれと比べて狭く解されることが多いが、本件では実害があったことや実害が危惧されることからプライバシー権の侵害とされた。

(「パブリシティ権—判例と実務—」金井重彦・パブリシティ権問題研究会／経済産業調査会より要約)

2. 「逆転」事件

1964年8月、当時米国支配下にあった沖縄で若者4名と米軍兵士が殴り合い、兵士1名が死亡した事件が起きた。米国民裁判所は筆者を含む11名で陪審審理を行い、実刑判決を言い渡した。筆者はこの経験を踏まえ、ノンフィクション「逆転」を1977年に出版、第9回大宅壮一ノンフィクション賞を受賞した。

「逆転」では実刑判決を受けた人物1名Xから実名使用の許諾を得ずに出版したため、Xが前科の公表がプライバシー侵害にあると主張して慰謝料請求を求めて提訴した事件である。一部容認。表現の自由とプライバシー保護の両立という難しい判断を迫られた裁判でもある。

(別冊ジュリスト「メディア判例百選」No.179 2005/12より要約)

3. ニフティ眼科医事件

1997年5月ごろ、ニフティのフォーラムで原告A(医師)と被告Bが発言、議論などをしていて、被告Bが原告Aのハンドル名と共に氏名、住所、電話番号、医院名といった個人情報を公開したところ、まもなく医院に無言電話や脅迫電話、覚えの無い商品を送られるなどの被害にあった。原告Aはプライバシー侵害と事業停止や精神的疲労による通院を理由に慰謝料請求をし、被告Bは職業別電話帳に掲載されている情報なのでプライバシー侵害ではないと主張した事件である。職業別電話帳は公開情報であるが、嫌がらせなどを予見して個人情報を公開したことから不法行為であると判断された。

4. 中田選手の書籍出版事件

(2000年2月29日／東京地裁／判決・請求一部認容、一部棄却(控訴))

イタリア一部リーグ「ローマ」所属の中田英寿選手が、無断で昔の写真や詩を載せた本を出版されたとして、出版社「ラインブックス」と発行者に約4700万円の損害賠償を求めた訴訟に有罪の判決があり、本の差し止めや計380万円の支払いを命じた。裁判長は「家族構成や学業成績などサッカーとは関係のない私生活の公表で、中田選手に重大な不快感を与え、プライバシーを侵害した」と指摘。中学時代に書かれた詩の掲載についても「著作権法で許された引用ではない」とした。

(出典：日本ユニ著作権センター)

~~~~~  
【MEMO】

問：以下の「OECD Guidelines on the Protection of Privacy and \*Transborder Flows of Personal Data」の序文に関する問いに答えよ。

The development of automatic data processing, which enables vast quantities of data to be transmitted within seconds across national frontiers, and indeed across continents, has made it necessary to consider privacy protection in relation to personal data. Privacy protection laws have been introduced, or will be introduced shortly, in approximately one half of OECD Member countries (Austria, Canada, Denmark, France, Germany, Luxembourg, Norway, Sweden and the United States have passed legislation. Belgium, Iceland, the Netherlands, Spain and Switzerland have prepared draft bills) to prevent what are considered to be violations of fundamental human rights, such as the unlawful storage of personal data, the storage of inaccurate personal data, or the abuse or \*unauthorised disclosure of such data.

On the other hand, there is a danger that disparities in national legislations could hamper the free flow of personal data across frontiers; these flows have greatly increased in recent years and are bound to grow further with the widespread introduction of new computer and communications technology. Restrictions on these flows could cause serious disruption in important sectors of the economy, such as banking and insurance.

For this reason OECD Member countries considered it necessary to \*develop Guidelines which would help to \*harmonise national privacy legislation and, while upholding such human rights, would at the same time prevent interruptions in international flows of data. They represent a consensus on basic principles which can be built into existing national legislation, or serve as a basis for legislation in those countries which do not yet have it. (以下略)

(OECD 公式サイトより)

\*Transborder Flows : 国際流通, \*unauthorized (米), \*develop : 策定する, \*harmonize (米)

問1 この序文は何と何を両立しようとしているか答よ。

( プライバシーの保護 ) と ( 個人データの国際流通 )

問2 OECD 加盟国の約半数の国が基本的な人権を守るためにプライバシー保護法を制定している。この序文が示している「基本的な人権を侵害している」の具体例を3つ答えよ。

- ① 非合法に個人データを蓄積すること      ② 蓄積した個人データが不正確なこと  
③ 蓄積した個人データの悪用や無断公開

問3 個人データの国際流通を制限すると主にどのような分野で混乱すると指摘しているか答えよ。

銀行業や保険業といった経済分野

## 肖像権－資料

~~~~~

事例紹介

1. 法廷での被告人の似顔絵イラストによる肖像権侵害

被告人の法廷での様子を雑誌がイラストと文章で揶揄する記事を掲載した事件。最高裁まで争われた。肖像権侵害というよりは、「被上告人を侮辱し、被上告人の名誉感情を侵害するもの」、「社会生活上受忍すべき限度を超えている」、「被上告人の人格的利益を侵害するもの」として違法とした。イラストに関する肖像権の是非は学説が分かれる。

(別冊ジュリスト「メディア判例百選」No.179, 2005/12 より要約)

2. 死者の肖像権

週刊誌カメラマンが身分を詐称して祭壇の死者の肖像を盗み撮り、週刊誌に写真と共に死者の記事を掲載した事件。裁判所は、①死者の肖像権等の人格権は消滅する、②遺族の敬愛追慕の情を侵害した、③公共の利益がない、④報道内容が事実ではない、⑤両親(原告)の敬愛追慕の情を著しく侵害した、として損害賠償を命じた。死者の肖像権については学説が分かれる。

(「肖像権 新版」大家重夫／太田出版より要約)

【MEMO】

参考図書

1. 佃克彦『プライバシー権・肖像権の法務実務』弘文堂
プライバシー権と肖像権について丁寧に書かれている。判例や事例が多く書かれていて分かりやすい。
2. 大家重夫『肖像権・新版』太田出版
肖像権について具体的な事例が豊富に掲載されている。肖像とは何かといったところから書かれていて分かりやすい
3. 杉光一成『理系のための法学入門』法学書院
理系出身者が法学書を読むための基礎知識が書かれています。情報法関連書籍を読む前に一読することをお勧めします。
4. 堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例100選（別冊ジュリスト No.179）』有斐閣
プライバシーに関する判例解説が書かれています。専門的ですが、コメントを読むだけでも参考になると思います。

以上

【MEMO】